

みんなでつくる

笑顔で暮らしやすいまち桜

～なにごとにもチャレンジ～



令和6年2月

桜地区振興協議会

目 次

ページ

はじめに

1 地域づくりとは	1
2 経緯	1
3 背景	2
4 地区計画策定委員会	3
5 策定スケジュール	4
6 計画期間	4
7 意見交換のポイント	5
8 意見集約の要点	6
9 地域防災計画の位置付け	15
10 地域農業計画との関係	15
11 桜地域づくり計画	16
12 計画の進行管理	20
おわりに	21
□付帯資料	
桜地域防災計画	25

はじめに

私たちの住む角田市は、平成のはじめには人口 35,000 人を超えた時期もありましたが、時代の移り変わりとともに様々な社会環境が変化し、人口減少・少子高齢化という言葉が当たり前のようになり、今や角田市の人口は 26,000 人台にまで減少しています。

こうした中であって「桜地区」は、市の中心部に隣接した平たんな地勢のうえ、地区内には病院や福祉施設、コンビニ、小学校や郵便局などがあり、市中心部に点在する商業施設等にも比較的近く、また誘致企業があるほか阿武隈川の水利を活かした農業も盛んな地域として発展してきました。

しかし、この「桜地区」においても、人口減少・少子高齢化の波は確実に進行し、近年では「空き家」の増加や、高齢者世帯の増加、少子化による子ども会活動の休止など、様々な影響が顕著に目に見えるようになってきました。加えて、地域コミュニティの希薄化、地域活動や農業の担い手不足など、将来に対する懸念が聞かれるようになって久しいものとなっています。

縁あって「桜地区」で生活する者同士がお互いに暮らしやすい地域環境を作ろうと、平成 21 年11月に「桜花咲き誇るまち 桜」と題する地区計画を策定し、様々な活動を継続してきました。この間、様々な社会環境が大きく変化してきたこと、計画策定から既に13年超経過していること、さらに令和4年4月には角田市の新しく第6次長期総合計画が策定され、この計画との整合をとる必要があること、などの理由から、時代環境に対応した新しい「地区計画」を策定することになりました。

計画策定のために、地区民の現状意識把握として、令和3年度には18歳以上の地区民全員を対象に「桜地区住民アンケート」を実施し、その集計結果報告書を全世帯に配布いたしました。このアンケートの中で、「是非アンケートだけで終わらせることなく、今後活かしてほしい」という趣旨のご意見を多く頂戴いたしました。

これを踏まえ、令和4年度には地区計画策定委員の公募を経て、行政区長からの推薦委員を含めて総勢32名の委員により、活発な意見交換を行って参りました。計画策定過程では、市長研修会・先進地視察のほか、毎回市職員の地域支援班の皆様によるサポートを頂戴いたしました。

今回策定したこの計画を実行していくためには、地域の皆様のご理解ご協力はもとより、「共助を公助」という市の地域づくりへの施策も欠かせません。

今後、人口減少、少子高齢化を現実のものとして受け止め、いかにしたら安心して住み続けられる地域づくりを、笑顔で話し合っていけるような「地域」を目指して、地区民の相互に知恵を出し合っていきたいものと考えます。

本計画策定に関わって頂いた関係の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和6年2月

桜地区振興協議会

会 長 根 元 三安夫

1 地域づくりとは

今回、桜地区の「地区計画策定」に当たって、地区計画の策定をすることが目的ではなく、「地域づくり」をしていくための計画、という位置付けを明確にするために「地域づくり計画」と呼称することにしたします。

これは、令和5年4月1日に開催した第1回桜地区計画策定委員会[キックオフ研修会]時において、市長講話『角田市が目指す「地域づくり」について』で示された市の考え方に沿うものです。

→
【令和5年4月1日に開催した「キックオフ研修会」時に市から示された資料の抜粋】

4. まちづくりと地域づくり

市民の暮らしの基盤である「まち」をより良いものにするための活動が「まちづくり」であり、その主役は「市民」です。

共にまちを創る = 地域への愛・誇り+行動
(協働のまちづくり) (各地区の地域づくり)

角田市が目指す地域づくりの形

【地域づくり = 地域課題の解決】

安心して暮らせるより良い地域を目指して、地域住民の話し合いに基づき自ら主体的に考え取り組み、多様化する地域課題に対応。

地区計画の策定

「地域づくり」の説明

8

そこで、今回策定する地区計画は、「桜地域づくり計画」とします。

2 経緯

桜地区では、平成21年11月に「みんなでつくる 桜花咲き誇るまち 桜～まずやってみて・かんがえっぺ～」と題する桜地区計画書(計画期間=10年)を策定しました。

この計画書には、次のような説明が記載してあります。

角田市は、平成19年に「協働のまちづくり」を進めていくため、地区の特色や資源を活かした将来の理想の姿を盛り込んだ「地区計画」を策定することにしました。これまで行政が担ってきたまちづくりを、この「地区計画」を中心に住民と協働により実施していこうとするものです。

この計画の策定過程では、地域の課題等を大きく4つの領域に分類し、教育福祉・地域安全・農業振興・生活環境の専門部会を地区振興協議会内に設置し、これまで活動が続けてきたところです。

しかし、計画策定から13年超経過し、地域を取り巻く社会環境が大きく変化したことなどから、今回新しい計画として『地域づくり計画』を策定するものです。

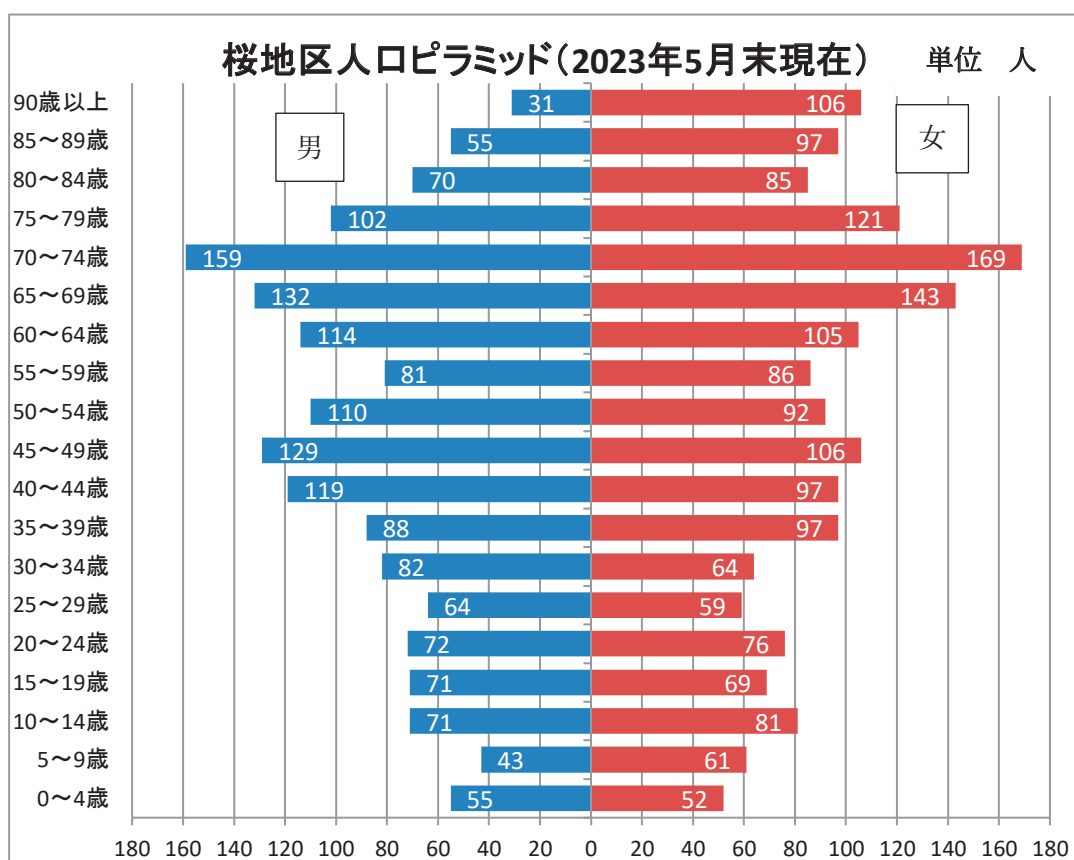
3 背景

今回新しい『地域づくり計画』を策定することとした背景には、前回の計画策定から一定期間経過したことは前述のとおりですが、さらに大きな理由が二つあります。

ひとつ目は、地域をとりまく社会環境が大きく変化したこと、特に人口減少・少子高齢化の影響があります。

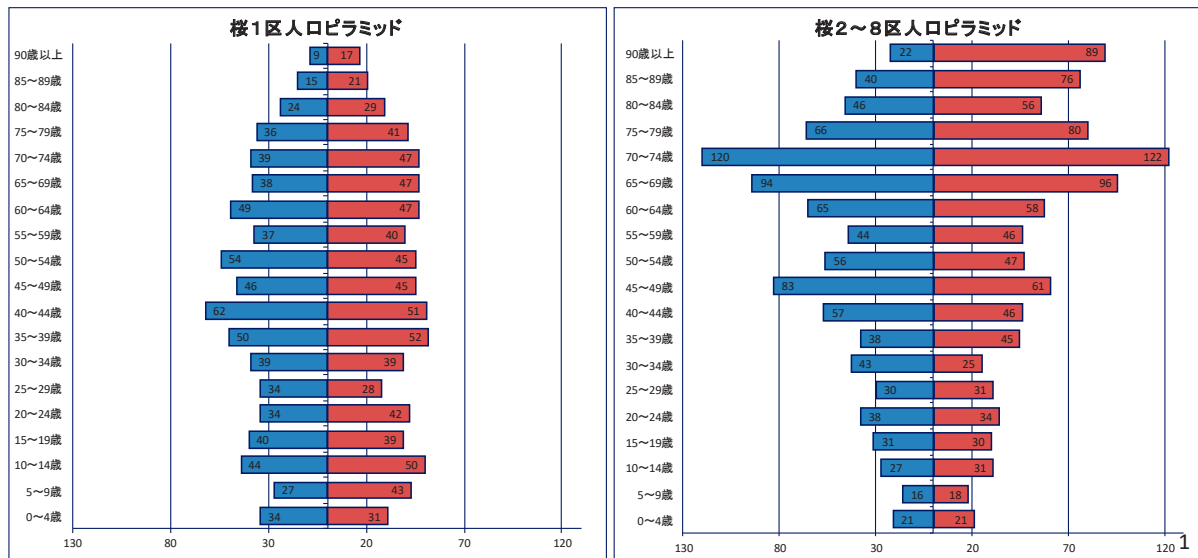
下図は、令和5年5月末現在の桜地区の年齢5歳刻みの人口ピラミッドです。いわゆる「団塊の世代」の人口が突出しており、今後ますます高齢化が進行すると予測されます。

一方、地域の次代を担う50歳代の人口は極端に少なくなっています。また、少子化も進行しています。高齢者のうち、女性の人数が突出しているのは、地区内にある福祉介護施設の利用者の影響と考えられます。



桜地区はその地勢上、角田市の中心部に隣接した地域であり、特に桜1区行政区は市中心部と直接隣接していることから、他の7つの行政区(桜2区～桜8区)とは、人口規模・高齢化等の現状も異なる様子を呈しており、桜地域全体を俯瞰する場合には、留意すべき点が必要な場合があります(次ページ参照)。

桜地区の人口の偏在例(桜1区と桜2～8区)【住基ベース2023.5末】



ふたつ目は、令和4年4月に策定した角田市の第6次長期総合計画における角田市の重点施策項目が次のように掲げられたことです。

角田市第6次長期総合計画『市民力咲き誇る。角田市』

安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち

重点プロジェクト① 市民力

将来を見据え人を育み、活かすまちづくり

重点プロジェクト② 地域共生

ともに生き、活かすまちづくり

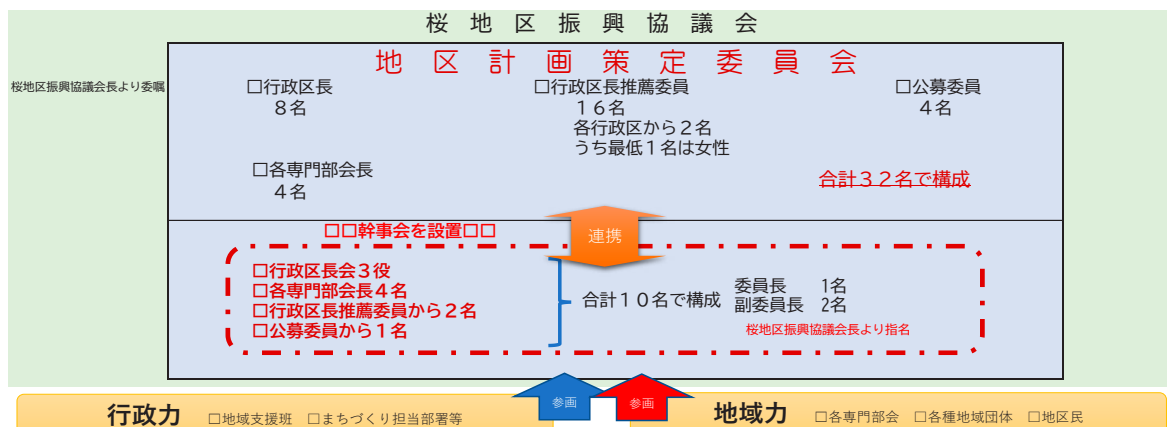
重点プロジェクト③ 地域資源フル活用

地域資源を活かすまちづくり

今回の『地域づくり計画』策定においては、こうした角田市の長期総合計画との整合を図ることも必要となります。

4 地区計画策定委員会

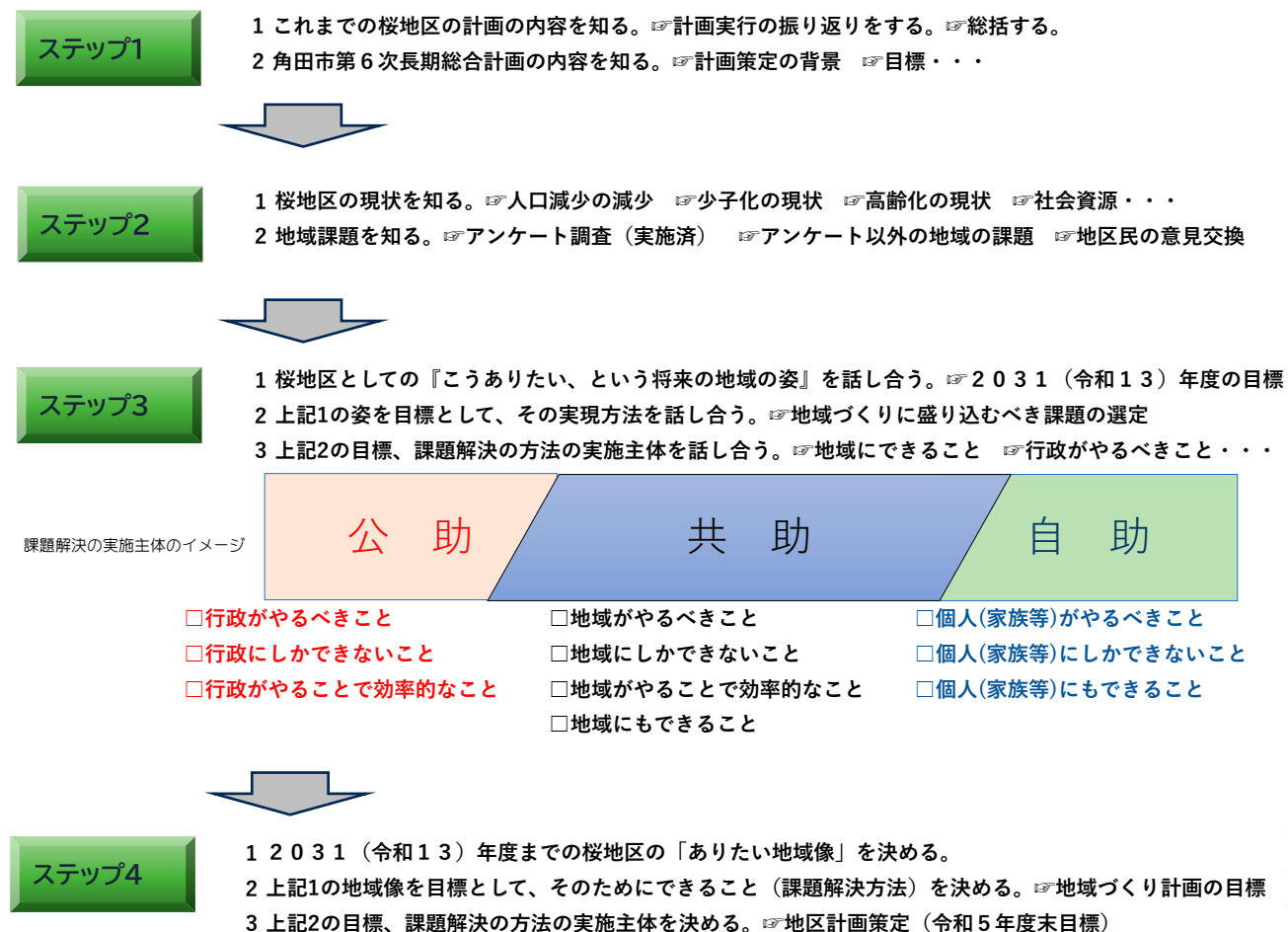
今回の地域づくり計画策定のために、総勢 32 名からなる地区計画策定委員会を設置しました(委員名簿末尾参照)。



5 策定スケジュール

地域づくり計画の策定に当たっては、まず令和3年度に桜地区民アンケートを実施し、その集計結果を令和3年11月に全戸配布しました。しかし、この間「新型コロナウイルス」の感染拡大防止の観点から対面での集会等の実施が困難であったため、令和5年2月に「桜地区計画策定委員会」を設置し、令和5年4月1日に「キックオフ研修会」を開催し、本格的に始動しました。

計画策定に向けては、下記のステップを経て、意見交換を行いながら、進めることにしました。



こうしたステップを経て、令和5年度中に策定することにしました。

6 計画期間

桜地域づくり計画の計画期間は、角田市の第6次長期総合計画の計画期間(令和4年度～令和13年度)との整合からその終期を令和13年度とします。

☐桜地域づくり計画の計画期間 令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度)

7 意見交換のポイント

地域づくり計画の策定に向けての意見交換は、「地域のありたい姿」と「地域の現状」との差が「地域課題」となる、という前提で、下記のポイントで意見交換を行いました。

- ☆ 桜地区の「いいところ」
- ☆ 角田市全体及び桜地区の人口減少・少子高齢化の現状から「気になること」
- ☆ 桜地区民アンケートの集計結果を見て「気になること」
- ☆ 桜地区民アンケート調査以外で「気になること」



意見交換は、グループごとにカードに書き出す方法で実施し、模造紙にまとめて整理



意見交換後、各グループごとにまとめられた意見の例

8 意見集約の要点

前ページの「意見交換のポイント」ごとに、A～E の5つのグループに分かれ、意見交換を行いました。出された意見は、カードに書き出し、似たような意見ごとにまとめ、それを一枚の模造紙に書き出す、という方法のワークショップを毎回繰返し行いました。

例えば、『桜地区の「いいところ」』というテーマでは、次のようなまとめ方を行いました。



上記の図の左側は、①桜地区の「いいところ」の意見交換の個別意見一覧で、他の委員の意見に対して賛同するものに「いいね」の意思表示をしたうえで、要約した項目が図の右側の項目です。

これを、②角田市全体及び桜地区の人口減少・少子高齢化の現状から「気になること」③桜地区民アンケートの集計結果を見て「気になること」④桜地区民アンケート調査以外で「気になること」の4つのポイント全てで同様の意見交換を行い、その要約項目を領域に分類したものが次の図です。

《4つの意見交換の結果の要約項目の分類》

① 地勢・社会的状況	② 地域コミュニティ	③ 少子高齢化人口減少	④ 防災・空き家・農業
平たんな土地柄 のどなで平穏	住民の人柄 地域コミュニティ	高齢化による影響が心配	防犯対策
自然災害が少ない 安全・安心	次世代の担い手不足	少子化による影響	防災に関する意識
歴史	定住意識	ひとり暮らし(単身者)	空き家の増加
利便性	地域活動への関心	少子高齢化	災害対策
自然環境	地域のつながり	将来に対する生活不安	農業・農地
病院、コンビニ、福祉施設	地域の各種団体の維持・存続	地域でのサービス	その他
	地区内人口の偏り	交通手段	

この要約項目の分類のうち、①地勢・社会的状況は、桜地区の「いいところ」＝住み良さの自然的・地勢的などの要因のものが多く、この領域で「地域」で取り組めるものはあまりないと思われます。

桜地域づくり計画

一方、②地域コミュニティ ③少子高齢化人口減少 ④防災・空き家・農業の領域では、「気になること」＝課題が挙げられました。

そこで、次のステップ3では、意見交換の方法として、ある課題が「地域にとって重要度」が高いか低いか、また「地域で対応できる可能性」が高いか低いか、という視点で5つのグループごとに意見交換を行いました。

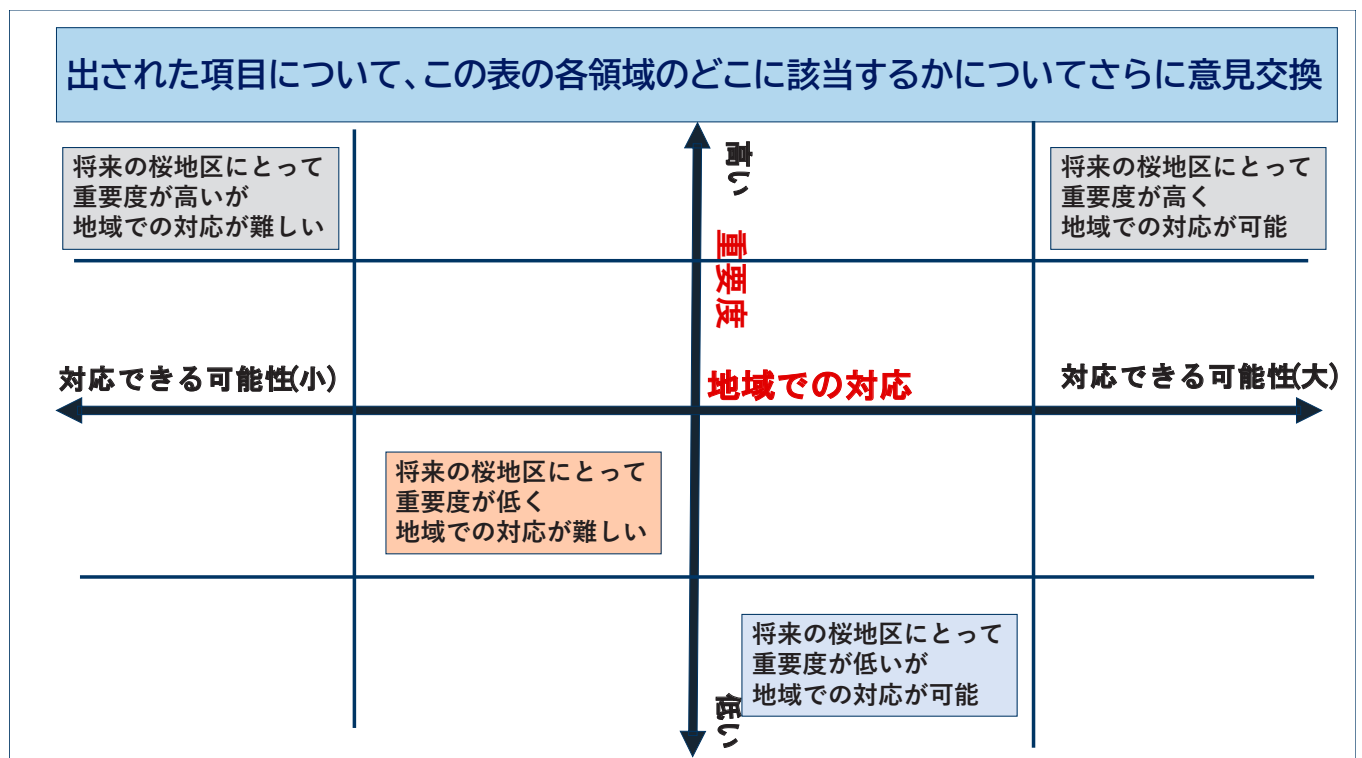


グループごとの意見交換と発表の様子→

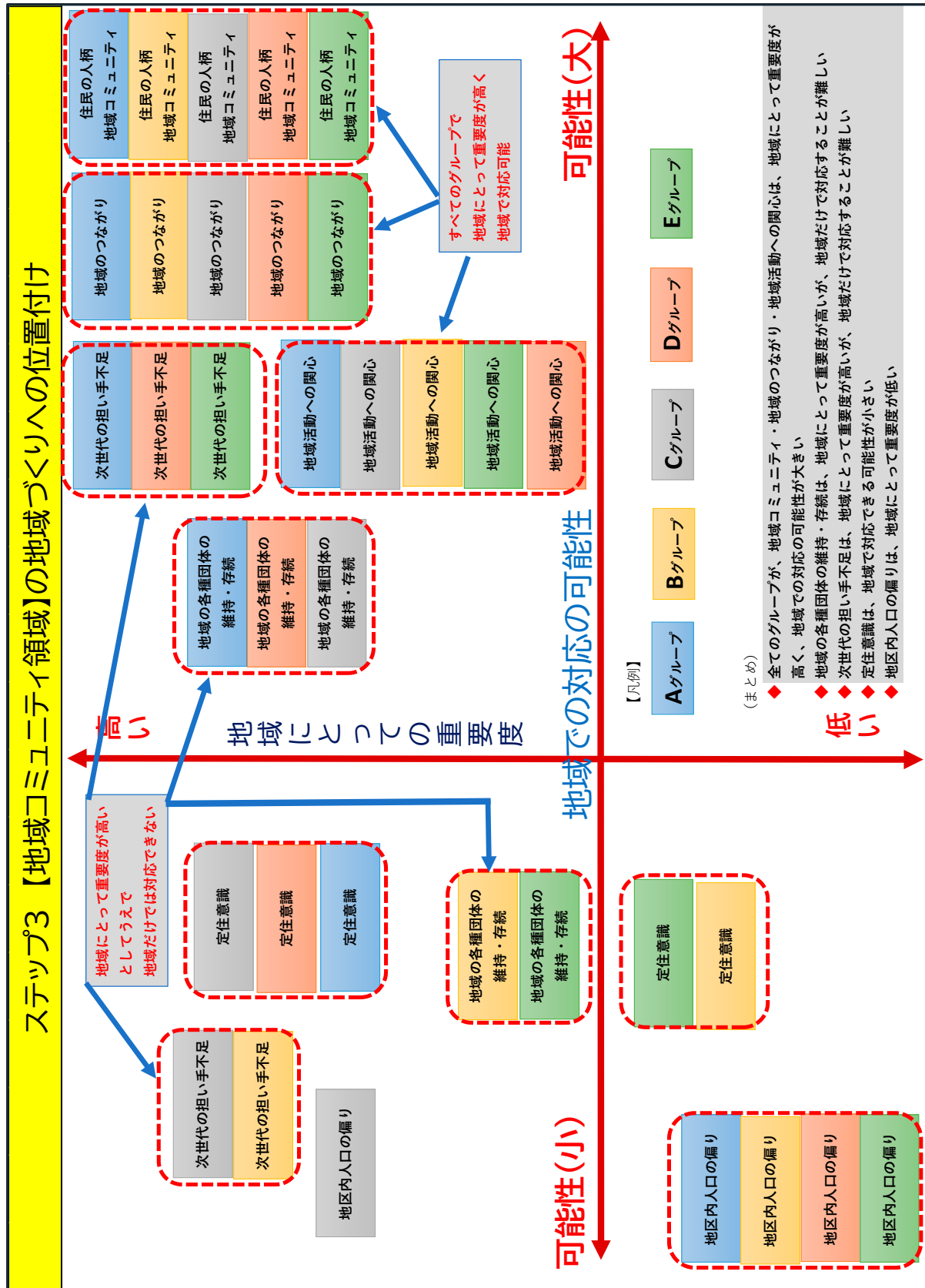


さらに、こうした課題の位置付けに対して、「地域としてどうありたいか」、「どうしたらいいか」という視点でさらに意見交換を行いました。

その結果をまとめたものが次頁以降のような内容です。



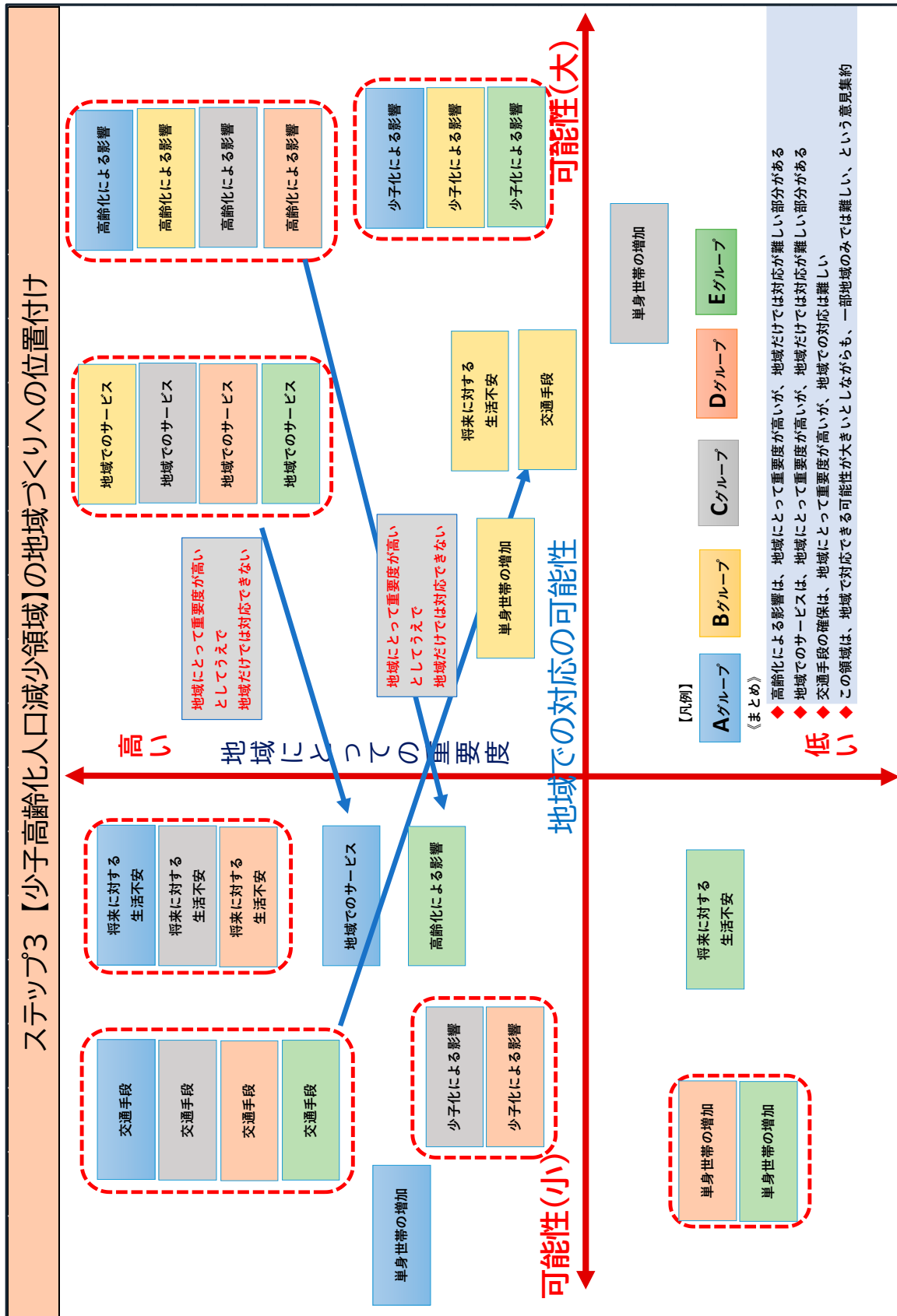
②地域コミュニティの領域



◆前頁を踏まえ、「地域としてどうありたいか」、「どうしたらいいか」という視点の要約

住民の人の 地域コミュニティ	☐ 多世代が参加できるような行事・イベントを企画し、みんなが参加できる工夫をする ☐ 若い世代の企画を取り入れ、SNSを含めて、情報提供の仕方を工夫する ☐ お祭りや運動会などを開催する
地域のつながり	☐ 若者や女性に参加しやすくする ☐ 隣近所とのあいさつ、協同作業などを通じてつながりを広める
地域活動への関心	☐ 子どもたちに地域活動を体験してもらい、理解を深める ☐ 地域活動の広報を通じて、活動に関心をもってもらう
次世代の担い手不足	☐ 担い手不足対策のため、各種団体の統廃合・スリム化をする
地域の各種団体の 維持・存続	☐ 各種団体の活動を見直すとともに、上手な世代交代を行う ☐ 各種団体のリーダーを育成する
定住意識	☐ 地域交通の利便性を向上する ☐ 企業誘致等で雇用環境を整備する
地区内人口の偏り	☐ 区分けの再編が必要 ☐ 市の宅地区画整理の結果なので

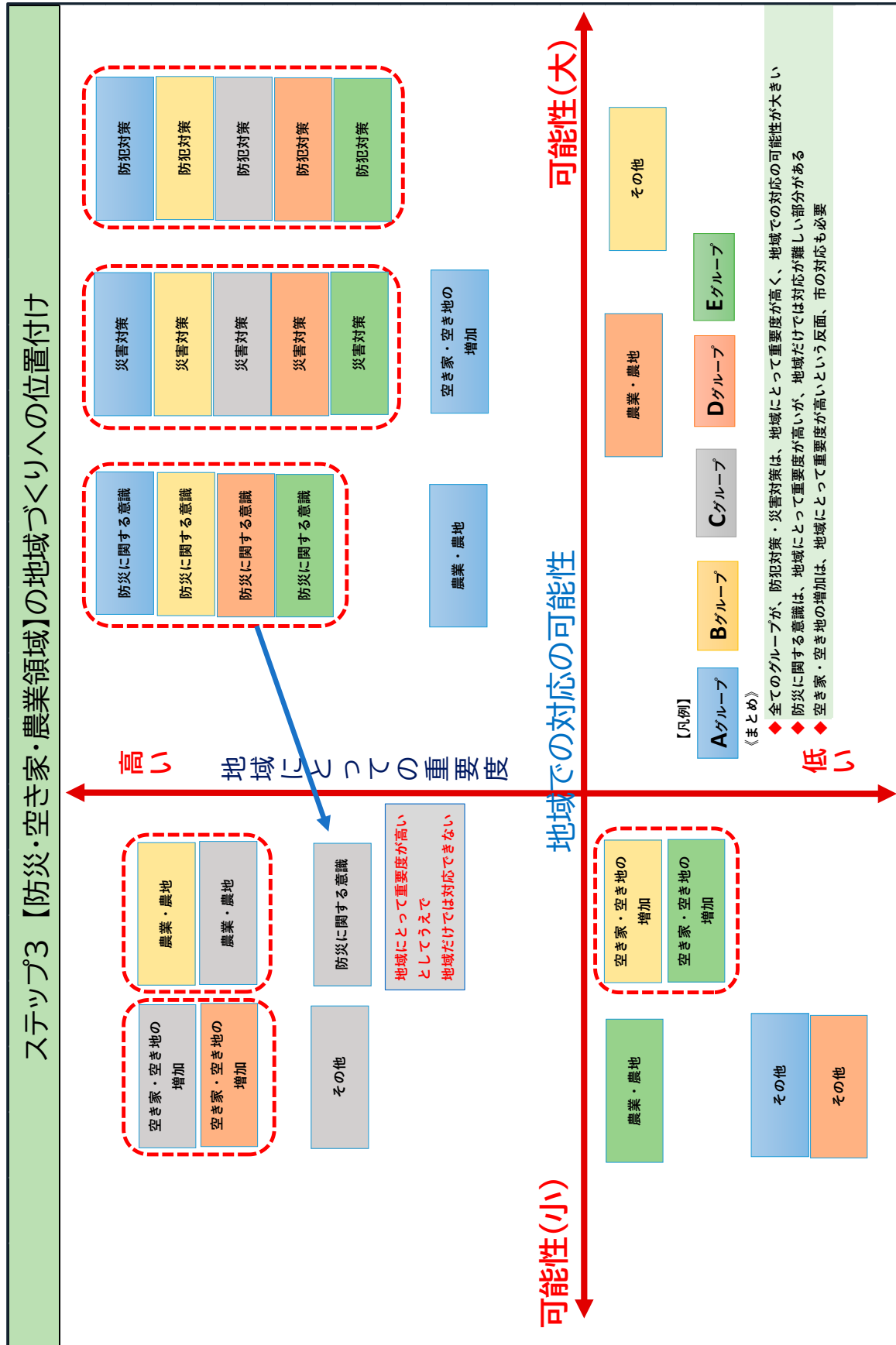
③少子高齢化人口減少の領域



◆前項を踏まえ、「地域としてどうありたいか」、「どうしたらいいか」という視点の要約

高齢化による影響	☐ 高齢者の生活支援として、ゴミ出し・買い物・通院送迎・見守り等の体制づくりが必要 ☐ 高齢者の生きがいづくりとして、仕事・社会的役割をつくる
少子化による影響	☐ 子ども・子育て世代等の居場所・交流の場が必要 ☐ 結婚の機会を作り、子どもを増やす
単身世帯の増加	☐ 社会的孤立を防止し、見守りを行う ☐ 出合いの場を作る
将来に対する 生活不安	☐ 健康長寿を延ばすために、健康活動を応援する ☐ 万一の時に備え、「準備」をしておく
地域でのサービス	☐ ゴミ出し、草刈りなどの生活支援を行う ☐ サロンや集いの機会を作る
交通手段	☐ コミュニティタクシーなどの運行による移動支援を行う ☐ ラビットくんの運行の活用を周知する ☐ 利用意向調査をし、数値化する

④防災・空き家・農業の領域



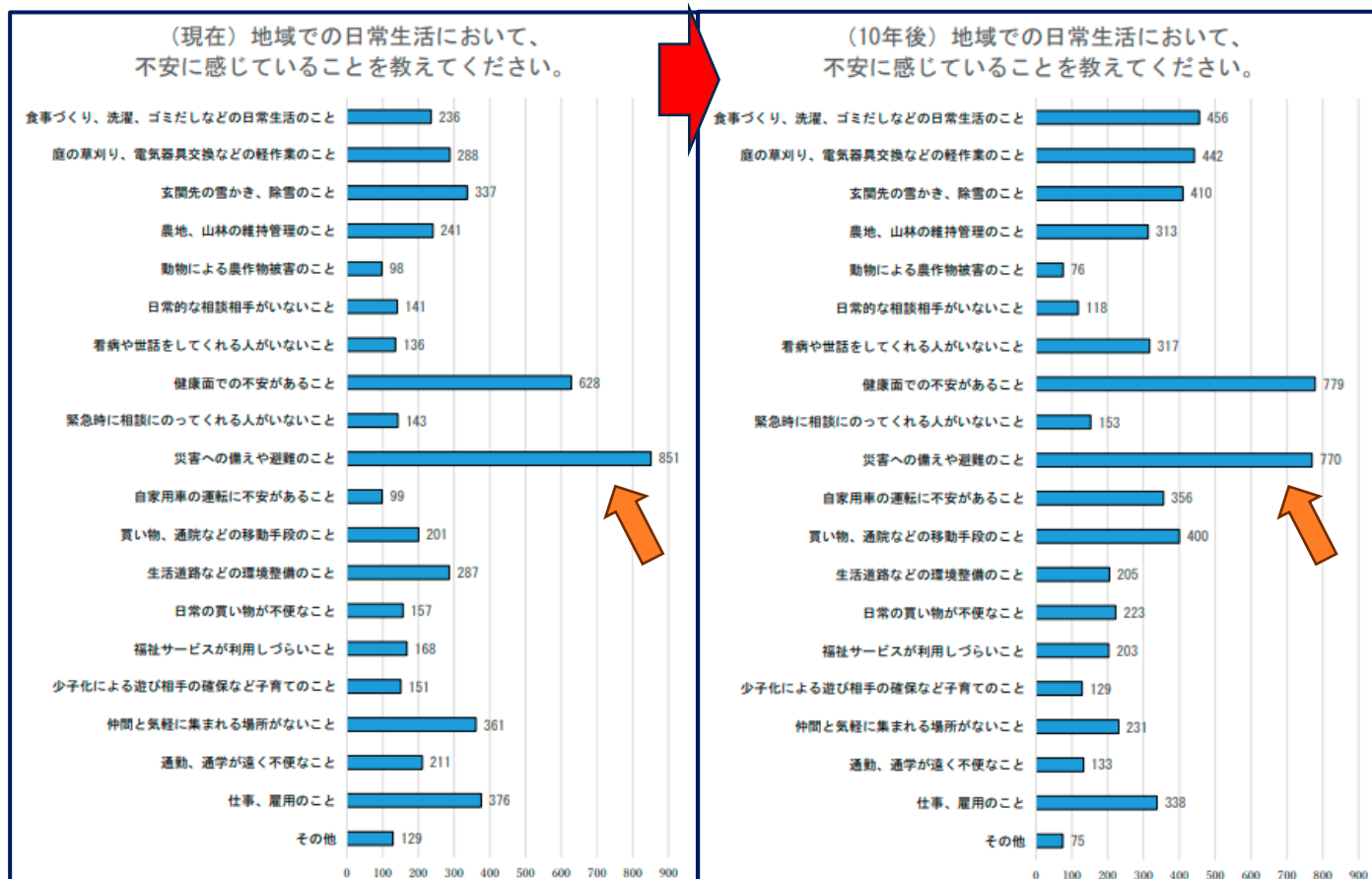
◆前項を踏まえ、「地域としてどうありたいか」、「どうしたらいいか」という視点の要約

防犯対策	☐ 子どもや高齢者の見守り、隣近所の声掛けが大事 ☐ 街路灯や防犯カメラの設置・増設の市への要望 ☐ 関係機関と連携したパトロール等の充実
防災に関する意識	☐ 防災意識を高めるために、研修会・勉強会等を開催する ☐ 普段から危険箇所・問題箇所等のチェックを行う ☐ 防災訓練を定期的に実施する ☐ 防災備品の確認、安全安心メールの登録促進
空き家・空き地の増加	☐ 空き家等の管理状況を地域で把握し、市への情報提供をし、困難事案は市で対応してもらう ☐ 避難所、公園などの利活用をする
災害対策	☐ 要支援者、特に高齢者等の見守り、安否確認の仕組みをつくる ☐ 避難訓練を実施する ☐ 災害情報等のスムーズな伝達方法を確認、整備する ☐ 火災報知器や消火器等の設置・点検をする
農業・農地	☐ 法人化による農業の維持を図る ☐ 桜版の貸農園制度をつくる
その他	

9 地域防災計画の位置づけ

令和3年6月に実施した桜地区住民アンケートで、「地域での日常生活において、不安に感じていること」についての質問では、「災害への備えに関すること」が多くありました(全戸配布した集計結果24～30 ページ)。

【桜地区住民アンケート】(抜粋)・・・「現在」と「10 年後」の比較



そこで、今回の地域づくり計画策定においては、地域防災計画についても、一体的に盛り込むことにし、その具体的内容については、桜地区自主防災組織連絡協議会で意見交換を行いました。その結果としてまとめられた「桜地域防災計画」は、25 ページ以降に掲載しました。

10 地域農業計画との関係

農業経営基盤強化促進法の改正が令和5年4月1日から施行され、高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地等、農地集約化等の課題に向けた取り組みのための計画策定が法定化されました。

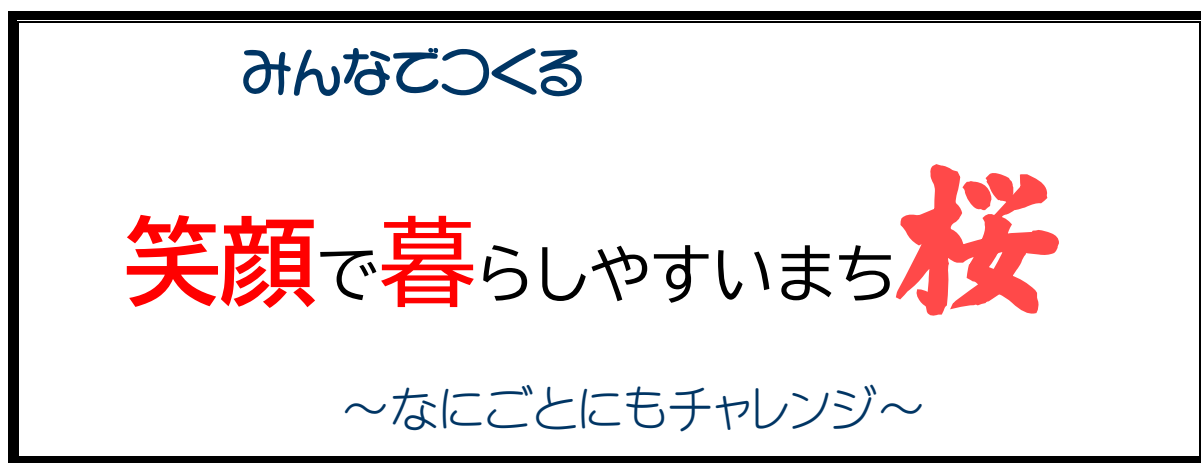
そのため、こうした課題については、こちらの計画策定(令和6年度中の策定義務)によるものとし、桜地域づくり計画では、それ以外の項目についてまとめることにします。

11 桜地域づくり計画

① 桜地区が目指す『ありたい姿』(将来像)

6ページの「意見集約の要点」では、地域の「気になること」(＝課題)を意見交換し、その領域は7ページの上図《4つの意見交換の結果の要約項目の分類》にまとめることができました。

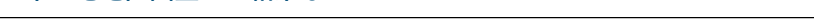
これに対して、「地域としてどうありたいか」、「どうしたらいいか」という視点でさらに意見交換し、そのうえで桜地域としての「ありたい姿」(将来像)を5つのグループごとに意見交換しました。ここで出された5つの案を「地区民との意見交換会」(10月開催)で説明し、その結果を踏まえてさらに委員会で意見交換した結果、今回策定する地域づくり計画が目指す『ありたい姿』(将来像)を次のように決定しました。



② 重点領域と重点事業

この「ありたい姿」(将来像)を意見集約する過程では、地域の「気になること」(＝課題)を整理し、これに対して、「地域としてどうありたいか」、「どうしたらいいか」という視点でさらに意見交換を行い、この優先順位についても意見交換(●印数が優先順位が高い)を行いました。

この結果については、「地区民との意見交換会」(10月開催)で説明し、当日の参加者からも優先順位について意見を頂戴した結果(●印数が優先順位が高い)が次のような結果でした。

◆◆◆「地域コミュニティ」の領域◆◆◆	
住民の人の 地域コミュニティ	☐ 多世代が参加できるような行事・イベントを企画し、みんなが参加できる工夫をする ☐ 若い世代の企画を取り入れ、SNSを含めて、情報提供の仕方を工夫する ☐ お祭りや運動会などを開催する  22 13 計35
地域のつながり	☐ 若者や女性が参加しやすくする ☐ 隣近所とのあいさつ、協同作業などを通じてつながりを広める  17 7 計24
地域活動への関心	☐ 子どもたちに地域活動を体験してもらい、理解を深める ☐ 地域活動の広報を通じて、活動に関心をもってもらう  19 12 計31
次世代の担い手不足	☐ 担い手不足対策のため、各種団体の統廃合・スリム化をする  10 11 計21
地域の各種団体の 維持・存続	☐ 各種団体の活動を見直すとともに、上手な世代交代を行う ☐ 各種団体のリーダーを育成する  11 5 計16
定住意識	☐ 地域交通の利便性を向上する ☐ 企業誘致等で雇用環境を整備する  8 3 計11
地区内人口の偏り	☐ 区分けの再編が必要 ☐ 市の宅地区画整理の結果なので  2 1 計3

◆◆◆「少子高齢化・人口減少」の領域◆◆◆	
高齢化による影響	☐ 高齢者の生活支援として、ゴミ出し・買い物・通院送迎・見守り等の体制づくりが必要 ☐ 高齢者の生きがいづくりとして、仕事・社会的役割をつくる
	 28 ● 10 計38
少子化による影響	☐ 子ども・子育て世代等の居場所・交流の場が必要 ☐ 結婚の機会を作り、子どもを増やす
	 19 ● 10 計29
単身世帯の増加	☐ 社会的孤立を防止し、見守りを行う ☐ 出会いの場を作る
	 20 ● 4 計24
将来に対する生活不安	☐ 健康長寿を延ばすために、健康活動を応援する ☐ 万一の時に備え、「準備」をしておく
	 6 ● 3 計9
地域でのサービス	☐ ゴミ出し、草刈りなどの生活支援を行う ☐ サロンや集いの機会を作る
	 10 ● 7 計17
交通手段	☐ コミュニティタクシーなどの運行による移動支援を行う ☐ ラビットくんの運行の活用を周知する ☐ 利用意向調査をし、数値化する
	 9 ● 2 計11

◆◆◆「防災・空き家・農業」の領域◆◆◆	
防犯対策	☐ 子どもや高齢者の見守り、隣近所の声掛けが大事 ☐ 街路灯や防犯カメラの設置・増設の市への要望 ☐ 関係機関と連携したパトロール等の充実  14 18 計32
防災に関する意識	☐ 防災意識を高めるために、研修会・勉強会等を開催する ☐ 普段から危険箇所・問題箇所等のチェックを行う ☐ 防災訓練を定期的実施する ☐ 防災備品の確認、安全安心メールの登録促進  26 11 計37
空き家・空き地の増加	☐ 空き家等の管理状況を地域で把握し、市への情報提供をし、困難事案は市で対応してもらう ☐ 避難所、公園などの利活用をする  8 5 計13
災害対策	☐ 要支援者、特に高齢者等の見守り、安否確認の仕組みをつくる ☐ 避難訓練を実施する ☐ 災害情報等のスムーズな伝達方法を確認、整備する ☐ 火災報知器や消火器等の設置・点検をする  28 9 計37
農業・農地	☐ 法人化による農業の維持を図る ☐ 桜版の貸農園制度をつくる  11 4 計15
その他	

桜地域づくり計画 事業計画(「桜地区の目指すべき姿」に対する目標)

領域	事業名	実施主体
地域コミュニティ	多世代が参加できるような行事・イベントを企画し、みんなが参加できる工夫をする	地域交流部会
	地域活動の情報提供のひとつとして、SNS等の活用を図る	地域交流部会
	担い手不足対策として、各種団体の統廃合・スリム化をする	市・地区振興協議会 (ワーキングG設置)
	各種団体の担い手を育成する	市・地区振興協議会 (ワーキングG設置)
	行政区の区分け・再編を検討する	市・地区振興協議会 (ワーキングG設置)
少子高齢化・人口減少	高齢者等の日常生活支援として、ゴミ出し・買い物・通院送迎・見守り等の体制づくりを行う	暮らし支援部会
	健康長寿のため、生きがいづくり・社会参加の機会をつくる	地域交流部会
	子ども・子育て世代の居場所・交流の場をつくる	地域交流部会
	出会いの場をつくる	地域交流部会
	万一の時に備え、「準備」をしておく	暮らし支援部会
	コミュニティタクシーなどの運行支援を行う	暮らし支援部会
防災・空き家・農業	子どもや高齢者等の見守り、隣近所の声掛け会う仕組みをつくる	地域安全部会
	街路灯や防犯カメラの設置・増設箇所を点検し、関係機関に働きかける	地域安全部会
	防災意識を高めるための研修会・勉強会等を開催する	自主防災組織 連絡協議会
	定期的に防災訓練を実施する	自主防災組織 連絡協議会
	防災備品の確認・安全安心メールの登録促進を行う	自主防災組織 連絡協議会
	要援護者等の見守り、安否確認の仕組みを作る	暮らし支援部会
	空き家等の現況調査を行い、関係機関と連携する	地域安全部会
	法人化等による地域農業の維持継続を図る	農業振興部会
	農業の担い手・後継者を育成する	農業振興部会
	桜版の貸農園制度をつくる	農業振興部会

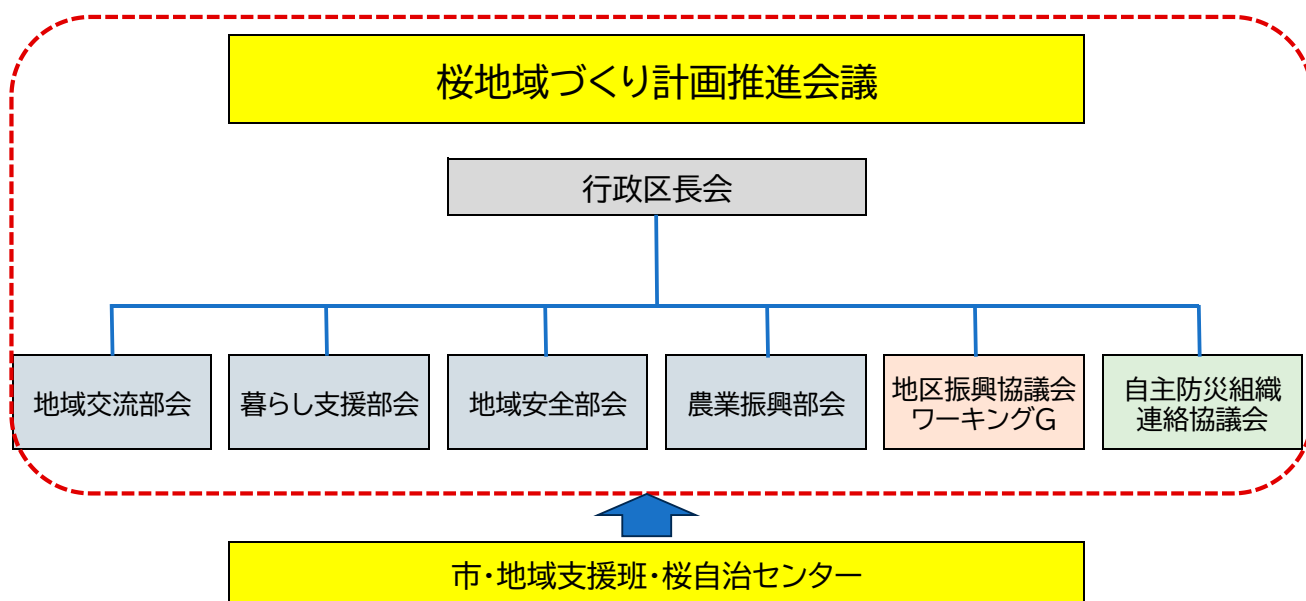
12 計画の進行管理

この計画の計画期間は、令和6年度(2024 年度)～令和13年度(2031 年度)であることから、この事業計画を計画的に、継続的に取り組むための体制として、従来の体制を一部再編することとします。

具体的には、令和6年度からこれまでの生活環境部会を地域交流部会に、教育福祉部会を暮らし支援部会に改称(ただし、部員の委嘱替えは令和7年度から)したうえで、すべての実施主体において令和6年度のできるだけ早い時期に事業実施時期を「前期・後期」に区分する協議を行い、速やかに新しい「地域づくり計画」実施のための体制整備を図ります。

また計画全体を俯瞰し、連携を図る組織として、下記の推進体制を整備します。

桜地域づくり計画推進体制



桜地域づくり計画の策定過程においては、その都度「桜自治センターだより号外」を発行し、計画策定の途中経過や意見募集を行ってきたものの、新型コロナの影響もあり、この計画の周知は必ずしも十分でないと考えており、引き続きこの計画策定の背景、意図、過程、目標等を説明する必要がある。そのため、地区計画策定委員会から正副委員長には、必要に応じて一定期間「桜地域づくり推進会議」に参画を要請します。

この「桜地域づくり計画推進会議」を定期的 to開催し、計画の進捗状況等を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ることで、時代や社会環境の変化に柔軟に対応するものとします。また、「共助を公助」とした市の支援等を効果的に配分調整します。

おわりに

人口減少、少子高齢化を現実のものとして受け止め、いかにしたら安心して住み続けられる地域をつくり、そしてそれを次の世代に受け継いでいくか、という目標の行動計画という意図がこの地域づくり計画に託された役割であると考えます。

この計画推進のためには、次の３つのポイントが大切です。

一つ目は、この計画の標題にもある「～なにごとにもチャレンジ～」の精神を地域・行政ともに共有し、前例踏襲や慣習にとらわれない行動変容によりこの計画を推進する努力をすること。

二つ目は、この計画策定のプロセス、すなわち多くの地区民が多くの時間と労力を費やし、意見交換を行い、その結果としてこの計画があることを地域全体で共有すること。

三つめは、角田市の第6次長期総合計画に定める「地域づくり」で、「共助を公助」する施策の一環であり、この計画策定の意見交換の過程で「地域にとって重要」としながらも「地域で対応できる可能性が低い」という領域に掲げられた地域課題も多く、これらについてはこの計画の推進とともに、必要に応じて行政等に対応を求めることも「安心して住み続けられる地域」実現には必要であること。

こうしたことを踏まえ、今後も桜地区の「ありたい姿」を目指して、地区民の相互に知恵を出し合っていきたいものと考えます。

参考資料

(1) 桜地区計画策定委員会メンバー及び地域支援班メンバー

■桜地区計画策定委員会

[敬称略]

整理No.	行政区	お 名 前	選出区分	備 考
1	桜1区	加 藤 正 治	行政区長	
2	桜2区	永 山 俊 次	行政区長	
3	桜3区	若 松 一 夫	行政区長	
4	桜4区	額 田 健	行政区長	
5	桜5区	泉 静 男	行政区長	幹事
6	桜6区	齋 藤 勇 一	行政区長	
7	桜7区	齋 藤 辰 男	行政区長	幹事
8	桜8区	根 元 三安夫	行政区長	幹事
9	桜1区	半 澤 徹	教育福祉部会長	幹事
10	桜5区	平 間 吉 一	地域安全部会長	幹事
11	桜5区	加 藤 隆	農業振興部会長	幹事
12	桜6区	齋 藤 泰 子	生活環境部会長	幹事
13	桜1区	加 藤 亀 一	行政区長推薦	
14	桜1区	向 井 靖 子	行政区長推薦	
15	桜2区	武 田 博	行政区長推薦	
16	桜2区	杉 山 徳 子	行政区長推薦	
17	桜3区	屋 代 良 子	行政区長推薦	
18	桜3区	太 田 ち子	行政区長推薦	副委員長
19	桜4区	大 川 口 弘	行政区長推薦	
20	桜4区	泉 啓 子	行政区長推薦	
21	桜5区	加 藤 春 男	行政区長推薦	
22	桜5区	齋 藤 修 子	行政区長推薦	
23	桜6区	佐 藤 壽美子	行政区長推薦	
24	桜6区	齋 藤 耕 二	行政区長推薦	
25	桜7区	玉 手 信 一	行政区長推薦	副委員長
26	桜7区	齋 藤 のぶ子	行政区長推薦	
27	桜8区	芳 賀 憲 雄	行政区長推薦	令和 5.5 まで永窪修一
28	桜8区	根 元 友紀恵	行政区長推薦	
29	桜1区	半 沢 浩 幸	公募	
30	桜5区	八 木 橋 幸	公募	
31	桜5区	佐 竹 清 一	公募	委員長
32	桜8区	高 野 勇 造	公募	

■角田市地域支援班[桜地区担当]

[敬称略]

整理No.	所 属	お 名 前	備 考
1	総務部まちづくり推進課	齋 藤 良 介	
2	総務部総務課	山 田 純 也	
3	総務部総務課	大 沼 湧 輝	
4	市民福祉部健康長寿課	遠 藤 ゆ か	
5	市民福祉部市民課	玉 手 丈 士	
6	農業委員会事務局	藤 巻 和 広	
7	上下水道事務所	谷 津 伸 矢	

(2) 桜地区計画策定委員会等開催日時等

整理No.	年月日	会 議 名 等	会議内容等
1	令和 5. 3. 8	第 1 回幹事会	計画作成体制、進め方等
2	令和 5. 3. 16	市長に対する提案書提出	地域支援班体制、生活支援体制整備推進等
3	令和 5. 3. 23	区長会 3 役・正副委員長協議	4/1 研修会事前協議
4	令和 5. 4. 1	キックオフ研修会[第 1 回全体会]	市長講話等
5	令和 5. 4. 24	区長会 3 役・正副委員長協議	今後の進め方等
6	令和 5. 5. 10	第 2 回幹事会	今後の進め方等
7	令和 5. 5. 28	第 2 回全体会	今後の進め方等
8	令和 5. 6. 9	第 3 回幹事会	今後の進め方、視察研修等
9	令和 5. 6. 18	第 3 回全体会	ステップ 2 意見交換
10	令和 5. 7. 5	第 4 回幹事会	今後の進め方等
11	令和 5. 7. 30	第 4 回全体会	ステップ 3 意見交換
12	令和 5. 8. 18	区長会長・正副委員長協議	今後の進め方等
13	令和 5. 8. 27	第 5 回全体会	ステップ 3 意見交換
14	令和 5. 8. 27	第 5 回幹事会	視察研修事前打合せ等
15	令和 5. 9. 1	自治センターだより号外 1 発行	地区計画策定委員会だより
16	令和 5. 9. 3	第 6 回全体会	ステップ 3 意見交換
17	令和 5. 9. 8	先進地視察研修	大崎市岩出山池月地区
18	令和 5. 9. 27	第 6 回幹事会	今後の進め方等
19	令和 5. 10. 1	自治センターだより号外 2 発行	地区計画策定委員会だより
20	令和 5. 10. 14	第 7 回全体会	ステップ 4 意見交換
21	令和 5. 10. 23	区長会 3 役・正副委員長協議	今後の進め方
22	令和 5. 10. 26	市長への中間報告・要望書提出	生活支援体制整備推進等及び活動支援
23	令和 5. 10. 29	地域意見交換会	中間段階の地域への説明
24	令和 5. 11. 1	自治センターだより号外 3 発行	地区計画策定委員会だより
25	令和 5. 11. 12	第 8 回全体会	「ありたい姿」について

桜地域づくり計画

整理No.	年月日	会 議 名 等	会議内容等
26	令和 5. 11. 28	第 7 回幹事会	重点取組項目、推進体制
27	令和 5. 12. 1	自治センターだより号外 4 発行	地区計画策定委員会だより
28	令和 5. 12. 17	市長との意見交換会[第 9 回全体会]	要望事項に関する市の回答等
29	令和 5. 12. 17	第 8 回幹事会	重点取組項目、推進体制
30	令和 6. 1. 1	自治センターだより号外 5 発行	地区計画策定委員会だより
31	令和 6. 1. 17	地域づくり計画（案）説明会	生活環境部会・地域安全部会
32	令和 6. 1. 18	地域づくり計画（案）説明会	教育福祉部会・農業振興部会
33	令和 6. 1. 22	第 9 回幹事会	地域づくり計画（案）について
34	令和 6. 2. 1	自治センターだより号外 6 発行	地区計画策定委員会だより
35	令和 6. 2. 4	第 1 0 回全体会	地域づくり計画（案）について
36	令和 6. 3. 1	自治センターだより号外 7 発行	地域づくり計画概要について

※令和6年2月4日開催の第10回地区計画策定委員会において、意見交換の結果、本計画の策定を完了した。

桜地域防災計画

令和 6 年 2 月

桜地区振興協議会

自主防災組織連絡協議会

桜地区防災計画 目次

項 目		内 容	ページ
第1項	目的	防災計画の目的について	28
第2項	計画事項	防災計画に定められている事項	28
第3項	自主防災組織の編成及び 任務分担	防災組織全体の編成や、各班の平常時と災害時の役割について	28
第4項	災害発生時の活動フロー	地震・風水害が発生した際の活動の流れについて ※角田市の警戒レベルや震度に応じた自主防災本部や地区民の行動を、風水害と地震に分けて示しています。	29
第5項	避難所開設支援	指定避難所が開設される際の自主防災本部役員による避難所開設支援について	30
第6項	自主防災本部 (区長)	各区長が役割や避難所での活動について確認する	30
第7項	情報収集・伝達 (情報収集班)	各地区副区長と民生委員が担当する情報収集班の避難所での活動について	31
第8項	給食・給水・避難所支援 (支援班)	各婦人防火クラブ部長が担当する支援班の避難上での活動について	31
第9項	避難誘導・救護 (消火救出班)	消防団が担当する消火救出班の災害時の活動について	31
第10項	防災知識の普及・啓発 (企画広報班)	地域安全部会が担当する企画広報班の平時の普及啓発の活動について	31
第11項	地域の災害危険の 把握 (企画広報班)	地域安全部会が担当する企画広報班の平時の災害予防活動について	32
第12項	災害時要援護者に 関する事	区長・情報収集班が災害時に担当する要支援者に関する活動について	32
第13項	防災訓練	各地区で定期的に実施する事	32
第14項	防災資機材	指定避難所や各地区で管理している防災資機材のリスト	32
第15項	地区民の防災に対する備え	災害に対する日頃の備えについて	33~34

自主防災組織での各班の役割（避難所での
予防啓発活動などについて）を示しています。

第1項 目的

この計画は、桜地区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、以て地震その他の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

第2項 計画事項

- この計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練に関すること。
 - (5) 情報の収集伝達に関すること。
 - (6) 避難に関すること。
 - (7) 出火防止、初期消火に関すること。
 - (8) 救出・救護に関すること。
 - (9) 給食・給水に関すること。
 - (10) 災害時の要援護者対策に関すること。
 - (11) 他組織との連携に関すること。
 - (12) 防災機材等の備蓄及び管理に関すること。

第3項 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また平常時の活動をより円滑に行うため、次の通り防災組織を編成するが、企画広報班は平常時に防災知識の普及・啓発に努める

＜本部編制表＞ ※本部以外については、桜地区自主防災編制表参照

※編制図は、別シートに記載有り

※任務分担表は、別シートに記載有り

自主防災組織の編成及び任務分担

※災害発生時の応急活動を迅速・効果的に行うため防災組織を編成するが、各行政区で制定する防災計画に準じた行動が基本となる。



桜地区 自主防災組織

この計画は、桜地区自主防災組織の防災活動に必要な事項をまとめたものであり、災害による人的・物的損害の発生や、その拡大を防ぐことを目的としています。

<任務分担表>

行政区	平常時	災害時
本部長 (地区振興協会長) 副本部長 (各区長) (消防分団長)	・地区民と協力し、各行政区毎の安全点検等を行う ・情報収集班と共に地区内の連絡体制整備及び、要配慮者支援体制整備	・防災本部の行政区の責任者 ・本部長補佐業務 ・情報公開支援 (地区民への災害情報伝達) (関係機関との連絡調整)
情報収集班 (自主防災組織) (民生委員)	・区長と共に地区内の連絡体制整備及び、要配慮者の支援体制整備	・避難所開設支援及び、地区内の情報収集活動支援 (安否確認・災害状況確認)
支援班 (婦人防火クラブ部長)	・防災啓蒙活動 (婦人防火クラブ活動と連携)	・避難所開設支援及び、必要に応じた避難場内での避難者支援
消火救出班 (消火救出班)	・自主防災組織と協力し、消防団活動に従事	・避難呼びかけ又は、避難所までの避難支援
企画広報班 (自主防災組織)	・防災啓蒙活動及び、桜地区全体の防災訓練を企画運営する(1回/年)	・避難所開設支援(地域安全部会含)

第4項 災害発生時の活動フロー

地震、風水害等の災害発生時の活動フローは次の通りとする。その際、角田安全・安心メールやインターネット・テレビから角田市の状況を確認する。

※図は別シートに記載有り。

<地震時>

震度情報	角田市(公助)	自主防災本部(共助)	地区民(自助)
市内で 震度4	指定する職員は出勤する (センター長出勤) ・施設被害状況報告 ※警戒本部設置	自宅待機とする	・地区内外の情報収集に努める ・非常持ち出し品確認
市内で 震度5 又は 5強	職員は全員出勤する (センター長/主事) ※特別警戒本部設置 ・施設の被害状況報告 ・巡回の結果地区内に異常が有った場合、特別警戒本部に報告する	消火救出班(消防団)は地区を巡回し、異常個所の把握に努める。又は、自主防災本部長は可能な限り桜自治センターに出向き、情報の収集に努める。 ・巡回結果を関係部門に報告する	・地区内外の情報収集に努める ・非常持ち出し品確認
市内で 震度6 以上	職員は全員出勤する (センター長/主事) ※災害対策本部設置 ・施設の被害状況報告 ・避難所開設判断 ※避難所が開設された場合、避難所担当職員は決められた手順に従い、指定避難所の開設を行う ・開設後は、避難所業務の他に自主防災本部との情報共有を図る	災害対策本部の指示により避難所が開設される場合、本部役員は可能な限り避難所に集結し支援を行う ・自主防災本部開設 ・指定避難所開設支援 ・地区内外の情報収集(避難希望者有無等) ・避難行動支援 ・関係機関との連絡調整	危険な場所から全員避難 避難行動支援が必要な人は、自主防災本部に連絡するか、副区長を通じて要請する。

＜風水害時＞

警戒レベル	角田市（公助）	自主防災本部（共助）	地区民（自助）
1～2	「自主避難」発令に基づき、内容、対象地域を検討する	・地区内外の情報収集に努める	・地区内の情報収集に努める ・非常持ち出し品確認
3 （高齢者等避難）	「高齢者避難」発令基準に基づき、内容・対象地域を検討する ※桜地区避難所開設が決定した場合、避難所担当職員は決められた手順に従い指定避難所の開設を行う ・開設後は避難所業務の他に自主防災本部との情報共有を図る	該当対象地域に指定された場合、本部役員は可能な限り避難所に集合し支援を行う ・自主防災本部開設 ・指定避難所開設支援 ・地区内外の情報収集（避難希望者有無等） ・高齢者や障害のある人の避難行動支援 ・関係機関との連絡調整	・避難に時間の掛かる「高齢者や障害のある人」は、危険な場所から避難を開始する。 ・それ以外の人でも避難の準備を行い、危険を感じたら自主的に避難する。 ・避難行動支援が要支援者は、自主防災本部に連絡するか民生委員を通じて要請する。
4 （避難指示）	「避難指示」発令基準に基づき、内容・対象地域を検討する ・自主防災本部と市防災本部との共有を図る	該当地域に指定された場合、本部役員は本部長の指示に基づき災害時活動を実施する ・地区内外の情報収集 ・避難広報活動 ・避難行動支援 ・関係機関との連絡調整	危険な場所から全員避難 避難行動支援が必要な人は、自主防災本部に連絡するか、副区長を通じて要請する
5 （緊急安全確保）	「緊急安全確保」発令基準に基づき、内容、対象地域を検討する	該当地域に指定された場合、本部役員は可能な限り避難所に集合し支援を行う ・地区内外の情報収集	既に安全な非難が出来ず命が危険な状況 ・垂直避難等の命を守る行動を自ら行う

※警戒レベル4で危険な場所から必ず避難する事。

※警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

第5項 避難所開設支援

角田市の規定により指定避難所が開設される場合、自主防災本部役員は可能な限り避難所に集合し開設支援を行う。開設完了後は、本部長の指示により帰宅を可能とする。

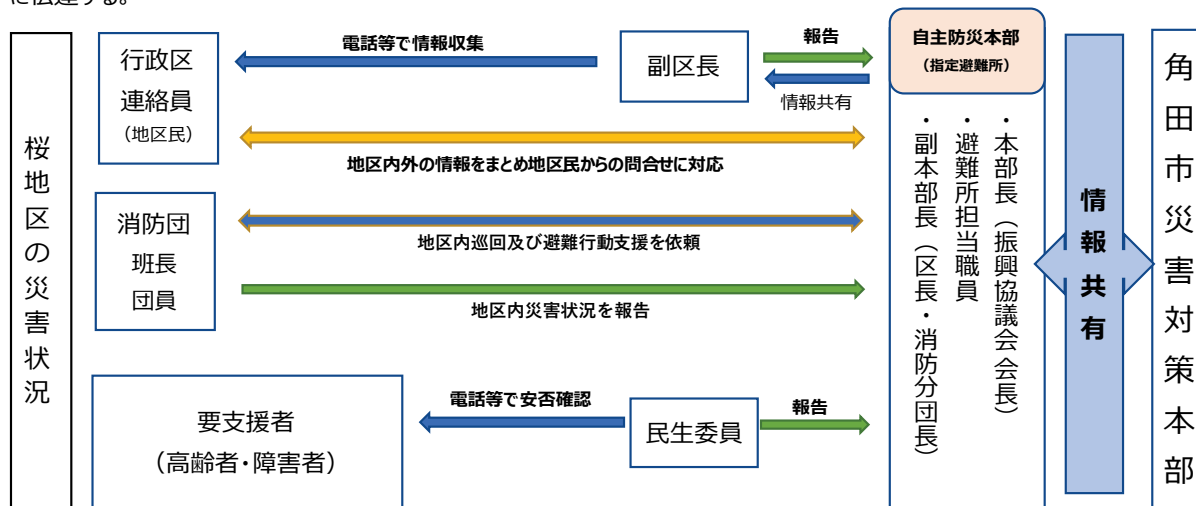
開設情報については、「角田安全・安心メール」、自主防災本部連絡網等を通じて確認を行う事とする。

第6項 自主防災本部（区長）

災害発生時に区長は自主防災本部を指定避難所内に設置し、桜地区民の安全確保に努めなければならない。

第7項 情報収集・伝達（情報収集班）

情報収集班は、地区内の災害情報（安否確認・災害状況確認）を各行政区の連絡網等で確認し、自主防災本部に伝達する。



第8項 給食・給水・避難所支援（支援班）

避難場所における給食及び給水は次により行う。

- (1) 給食の実施
支援班は、本部長の指示により角田市から配分された食料、或いは地域内の家庭から提供を受けた食料品の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。
- (2) 給水の実施
支援班は、本部長の指示により角田市から配分された飲料水、水道等により確保した飲料水で給水活動を行う。
- (3) 避難所支援
支援班は、本部長の指示により避難所における避難者支援活動を行う。

第9項 避難誘導・救護（消火救出班）

災害発生等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがある時は、次により避難を行う。

- (1) 避難誘導の依頼
角田市から避難情報が発令された時、又は本部長が必要と認めた時は、本部長は消防団分団長に対し、避難誘導の依頼を行う。
- (2) 避難誘導
消防団は、消防団分団長の指示に基づき、地域住民を桜地区防災計画に定められた指定避難所及び、自主避難所に避難誘導を行う。
- (3) 避難場所
指定避難所：桜小学校 体育館

第10項 防災知識の普及・啓発（企画広報班）

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項
普及・啓発事項は次の通りとする。
 - ①防災組織及び防災計画に関すること。
 - ②地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
 - ③「想定浸水表示看板」を意識し、防災意識の啓発を図ること。
 - ④家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
 - ⑤家庭における食糧等の備蓄に関すること。
 - ⑥その他防災に関する。
- (2) 普及・啓発方法
防災知識の普及・啓発方法、次のとおりとする。
 - ①広報紙、パンフレット、ポスター等の配布（婦人防火クラブ等）
 - ②防災講習会等の開催（桜地区防災訓練時実施）
 - ③角田市安心・安全メールの登録推進
 - ④安全安心マップの定期的な見直しと、避難経路の確認。

第11項 地域の災害危険の把握（企画広報班）

災害予防に資するため、次の通り地域固有の防災問題に関する把握をする。

（１）把握事項

- ①危険区域、地域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動

（２）把握の方法

災害危険の把握の方法は、次の通りとする。

- ①角田市防災計画（角田市防災マップ等）
- ②防災講習会の開催（地区防災訓練時実施）

第12項 災害時要援護者に関すること（区長／情報収集班）

（１）災害時要援護者の把握

各区長は、災害時要援護者を把握し、行政、民生委員等と連絡を取り合って定期的に更新する。

（２）災害時要援護者の避難誘導、救助、救護方法の検討

各区長は、災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や救出、救護活動を検討する。

第13項 防災訓練

地震・風水害等の災害に備えて、情報収集・伝達・消火・避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次の通り防災訓練を１回／年実施する。

（１）実施内容

桜地区自主防災組織 企画広報班（地域安全部会）が主体となり、下記訓練事項より実施内容の検討を行い、自主防災本部役員の承認を得て実施する。

- ①自主防災本部の設置に関すること
訓練実施時には、必ず自主防災本部を設置し訓練を行う。
- ②避難所開設支援に関すること
指定避難所を開設する訓練を行う。
- ③情報収集・伝達に関すること
災害発生時の情報収集・伝達に関する訓練を行う。
- ④避難に関すること
災害発生時の地区民避難等に関する訓練を行う。
- ⑤防災講習会等防災に関係すること
AED講習会等防災に関係する普及・啓発活動を行う
- ⑥出火防止・初期消火に関すること
消火器の取り扱い等防火に関する普及・啓発活動を行う。
- ⑦訓練終了後の振り返りに関すること
防災訓練実施後は、振り返りを行い、次年度の防災訓練内容検討に反映させる。

第14項 防災資機材

防災資機材の整備及び管理については、計画的に行う。防災資機材は下記のリストによる。

桜地区指定避難所（桜小学校：体育館／ウェルパーク） ※管理者：角田市

NO	名称	食数	保管場所
1	アルファ米（50食箱）	50	桜小学校 防災倉庫
2	アルファ米（小分）	50	〃
3	レトルト食品	80	〃
4	パン	50	〃
5	栄養補助食品	40	〃
6	水	96	〃

NO	名称	数量	保管場所
7	防災倉庫	1	桜小学校 防災倉庫
8	発電機	1	〃
9	投光器	1	〃
10	コードリール	1	〃
11	ガソリン携行缶（10L）	1	〃
12	ファンヒーター	2	〃
13	カセットコンロ	1	〃
14	防災置	3	〃
15	ブルーシート	5	〃
16	毛布	100	〃
17	事務用品	1	〃
18	メガホン	1	〃
19	災害公衆電話	2	〃
20	飲料水用ポリタンク	10	〃
21	手洗い水（コック付き） ※賞味期限切れ水	2	〃
22	非常用簡易トイレ（マンホール）	3	〃
23	非常用簡易トイレハウス（健常者用）	2	〃
24	非常用簡易トイレハウス（障害者）	1	〃
25	簡易トイレ（個）	12	〃
26	簡易トイレ用薬剤	300	〃
27	ワンタッチテント	2	〃
28	クイックパーテーション	34	〃
29	エアマット（枚）	90	〃
30	アルミ折り畳み式マット（枚）	48	〃
31	レジャーシート	100	〃
32	サーキュレーター	1	〃
33	扇風機	2	〃
34	コンプレッサ	2	〃
35	トイレトーパー	96	〃
36	やかん	1	〃

第15項 地区民の防災に対する備え

大地震や豪雨などの自然現象は、人間の力では食い止めることが出来ません。しかし災害による被害は、私たちの日頃の備えによって減らすことが可能です。

「自分で出来ること」「家族で出来ること」などをについて考え、いつ起こるか分からない災害に備えておきましょう。

＜住宅内の安全対策＞

身の安全を確保するため家具や食器棚、照明器具等をL字金具や支え棒などで固定するなど、各自安全対策を講じてください。

＜飲料水と食料の備蓄＞

飲料水と食料は7日分の備えが望ましいとされております。飲料水は1日あたり1人3リットルが目安です。避難所には防災資機材リストのとりの備品しかありませんので、各自ご家庭でも普段から飲料水は保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。

また小さなお子さんや高齢者がいるご家庭での必要な食料は、各ご家庭で備えておきましょう。

<断水時のトイレ対策>

飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から水道水をいれたポリタンクを用意する、お風呂の水を張っておく。などの備えをしておきましょう。

<非常時持出用品>

自宅が被災した時は、安全な場所に避難し避難生活をおくることになります。非常時に持ち出すべきものを予めリュックに詰めて置き、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

また避難所での受付がスムーズに行える様に、全戸に配布した避難者カードも事前に必要事項を記入し、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

<マイタイムライン>

マイタイムラインとは、住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、大雨によって河川の水位が上昇するときに、自分自身がとる標準的な防災計画を時系列的に整理し、自らの命を守る避難行動の一助とするものです。進んで作成してみましょう。

